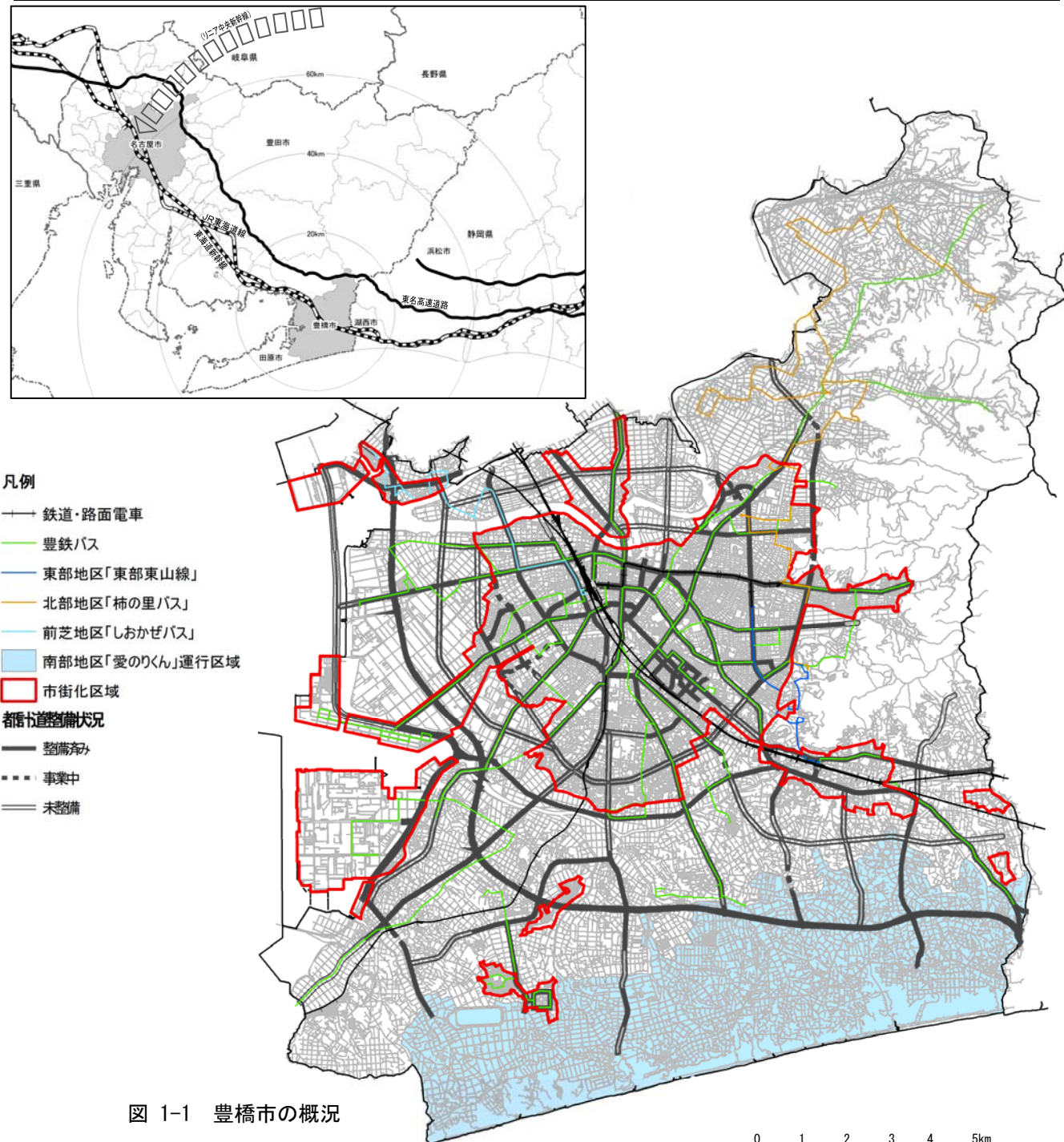


1. 豊橋市都市交通マスタープラン及び都市・地域総合交通戦略の目的及び位置付け

1.1 本市の概況

- 本市は愛知県東部に位置し、名古屋駅から約60km、浜松駅から約25kmの距離にある。
- 人口約38万人、市域面積261.35km²である。
- 公共交通は、広域幹線のJR東海道新幹線、東海道本線・飯田線、名鉄名古屋本線、豊鉄渥美線と、市内の輸送を担う豊鉄東田本線（路面電車）と民間の路線バスが豊橋駅で結節している。その他に、地域住民が主体となって運行する「地域生活」バス・タクシーが5路線（1路線はデマンド）で運行している。
- 道路は、市中心部から放射状に整備される国道1号・23号・259号や、蒲郡市方面から臨港地区を経由して湖西市方面へつながる国道23号バイパスなど、東三河地域の主要道路が走っている。



1.2 本市の交通を取り巻く上位・関連計画等の動向

- 平成17年度に策定された現在の豊橋市都市交通マスタープランは、平成27年度を目標年次としていたため、これを検証しつつ新たな計画策定を行う。
- 国における「交通政策基本法」の制定や「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」、「都市再生特別措置法」の改正、市における上位・関連計画の策定・更新など、これまでの10年間で交通に関わる法制度や諸計画の動向にも変化があり、これらを踏まえ検討を進める。



【参考：主な法制度の要旨】

交通政策基本法 (H25.12 制定)	都市再生特別措置法 (H26.5 一部改正)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (H26.5 一部改正)
<p>【基本理念等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の果たす以下の機能を将来に渡って発揮し、国民等の交通需要を充足 交通の機能の確保及び向上 <ul style="list-style-type: none"> 豊かな国民生活の実現 産業、観光等の国際競争力の強化 地域の活力の向上 大規模災害への対応 交通による環境への負荷の低減 適切な役割分担、有機的・効率的な連携 連携等に関する施策の推進 交通の安全の確保 <p>【関係者の責務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の責務: 交通に関する施策を総合的に策定・実施、情報の提供等 地方公共団体の責務: 国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定・実施、情報の提供等 交通関連事業者の責務: 業務を適切に行い、国等の施策に協力、情報の提供等 国民等の役割: 基本理念の理解と実現に向けた主体的な取組み、国等の施策に協力 	<p>【改正背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれている。 都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要。 <p>【立地適正化計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関する施設の立地の適正化に関する計画（「立地適正化計画」）を作成することができる。 立地適正化計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策 都市機能誘導区域（居住に関する施設の立地を誘導すべき区域）及び市町村が講ずべき施策 等 	<p>【改正背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要。 <p>■目的（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策基本法の基本理念の具体化 持続可能な地域公共交通網の形成 <p>【地方公共団体の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画の作成（現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項） コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

※1 パーソントリップ調査：「どのような人が」、「いつ」、「どこからどこへ」、「どんな目的で」、「どんな交通手段で」移動しているかを把握することを目的とした調査で、中京都市圏では昭和46年から10年毎に実施している。

1.3 本計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

- 現都市交通マスタープランの計画期間（平成 18 年度～平成 27 年度）終了に伴う改定。
- 上位計画で示される将来都市像（「集約型都市構造」、「歩いて暮らせるまち」、「過度に自動車に依存しない都市交通体系」）を実現するため、交通の視点からみた方針と具体計画の策定。
- 都市交通全体の今後 10 年の基本方針、主な取組みを「都市交通マスタープラン」として策定する。
- 将来像実現のため、戦略的に実施すべき具体施策の実施計画として「都市・地域総合交通戦略」を策定する。

■ 「豊橋市都市交通マスタープラン」とは

豊橋市の目指すべき都市の将来、交通ビジョンを実現するために、概ね 10 年後の将来交通体系として目指すべき姿を明らかにし、交通に関わる基本的なあり方（基本方針）と主な取組み等を示すもの。

■ 「豊橋市都市・地域総合交通戦略」とは

都市交通マスタープランで示される基本方針や主な取組みに基づき、「優先的に実施すべき施策」の「実行計画」として、概ね 5 年単位で戦略的な施策展開を図るための計画を示すもの。
特に、個々の施策実施に対し、複数の施策・事業をパッケージとして重点的かつ効率的に展開・取組み、将来都市像の早期実現に資する施策としての計画を示す。

(2) 計画の位置付けと各種計画の計画期間

- 総合計画、都市計画マスタープラン、都市交通ビジョン等の上位計画を踏まえ計画策定を行う。
- 交通施策に関連するその他計画（予定含む）と整合を図り、計画策定を行う。
- 都市交通マスタープランの計画期間は、平成 28～37 年度の 10 年間とする。
- 都市・地域総合交通戦略の計画期間は、マスタープランと合わせ 10 年間とし、前期（平成 28～32 年度）・後期（平成 33～37 年度）の各 5 年間に区分し策定する。

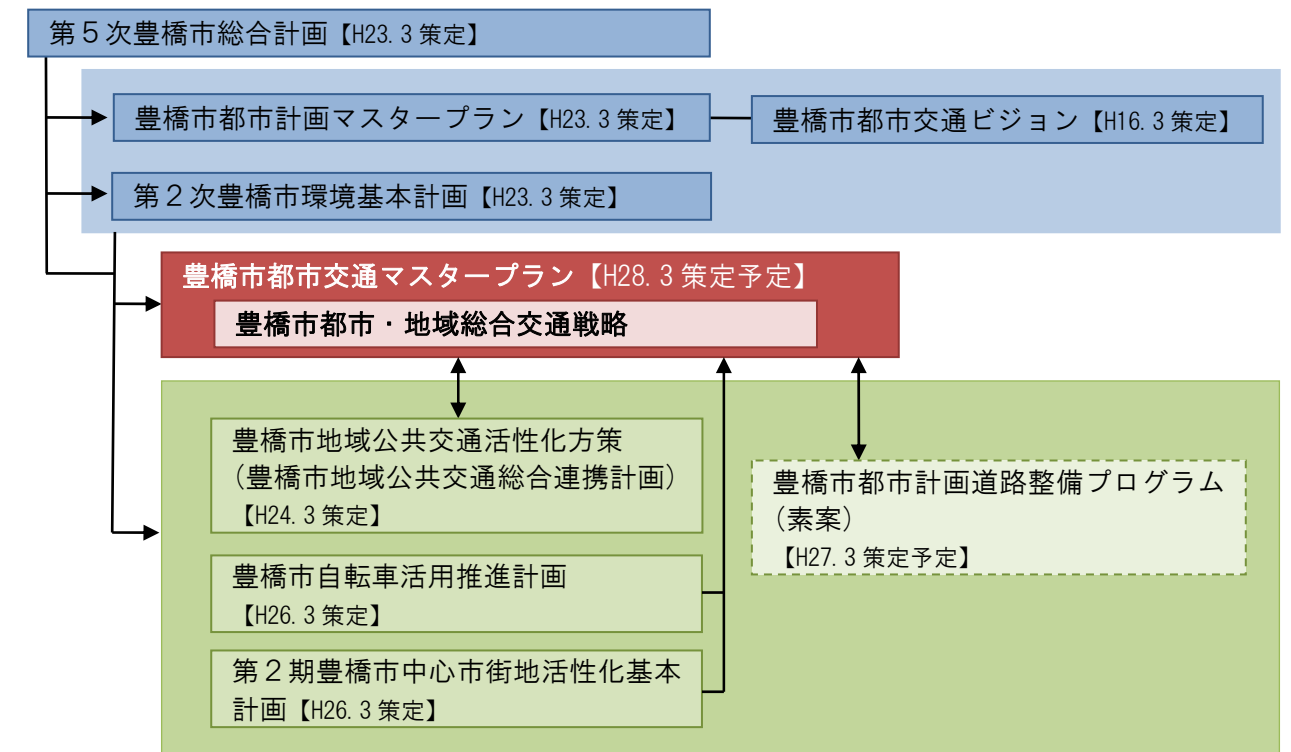


図 1-2 本計画の位置付け

表 1-1 本計画及び主要な上位・関連計画の計画期間

主要計画	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
上位計画	第5次豊橋市総合計画	H23.3策定 平成23～32年度（10年間）																
	豊橋市都市計画マスタープラン	H23.3策定 平成23～32年度（10年間）																
	豊橋市都市交通ビジョン	H16.3策定 平成17～36年度（20年間）																
	第2次豊橋市環境基本計画	H23.3策定 平成23～32年度（10年間）																
本計画	豊橋市都市交通マスタープラン(現)	平成18～27年度（10年間）																
	豊橋市都市交通マスタープラン(新) 豊橋市都市・地域総合交通戦略						H28.3 策定予定	平成28～37年度（10年間） 交通戦略：前期5年 交通戦略：後期5年										
主要関連計画	豊橋市地域公共交通活性化方策 (豊橋市地域公共交通総合連携計画)	H24.3策定	目標：平成27年度															
	豊橋市自転車活用推進計画		H26.3策定	目標：平成32年度														
	豊橋市都市計画道路 整備プログラム(素案)			H27.3素案 策定予定														
	第2期豊橋市 中心市街地活性化基本計画			H26.3策定	平成26～30年度（5年間）													

豊橋市都市交通マスタープラン

《計画期間》
・ 10 年間（H28～H37 年度）

《基本的な考え方》
・ 基本方針
・ 基本目標
・ 計画の進め方

《基本施策》
・ 交通手段・機関別
・ 広域、市全域、地域別

優先的に
重点的・効率的
に取組む施策

豊橋市都市・地域総合交通戦略

《計画期間：前期》
・ 5 年間
・ H28～H32 年度

《計画期間：後期》
・ 5 年間
・ H33～H37 年度

《基本的枠組み》
・ 戦略区域・目標
《施策展開》
・ 施策パッケージ
・ 役割分担、推進体制

目指す将来都市像の実現

拠点を中心とした集約
化した市街地の形成

都市拠点・地域拠点
公共交通ネットワーク
の形成

都市交通ビジョンの実現

誰もが安全で快適に移
動できる交通のまち

地域の発展に寄与する
交通のまち


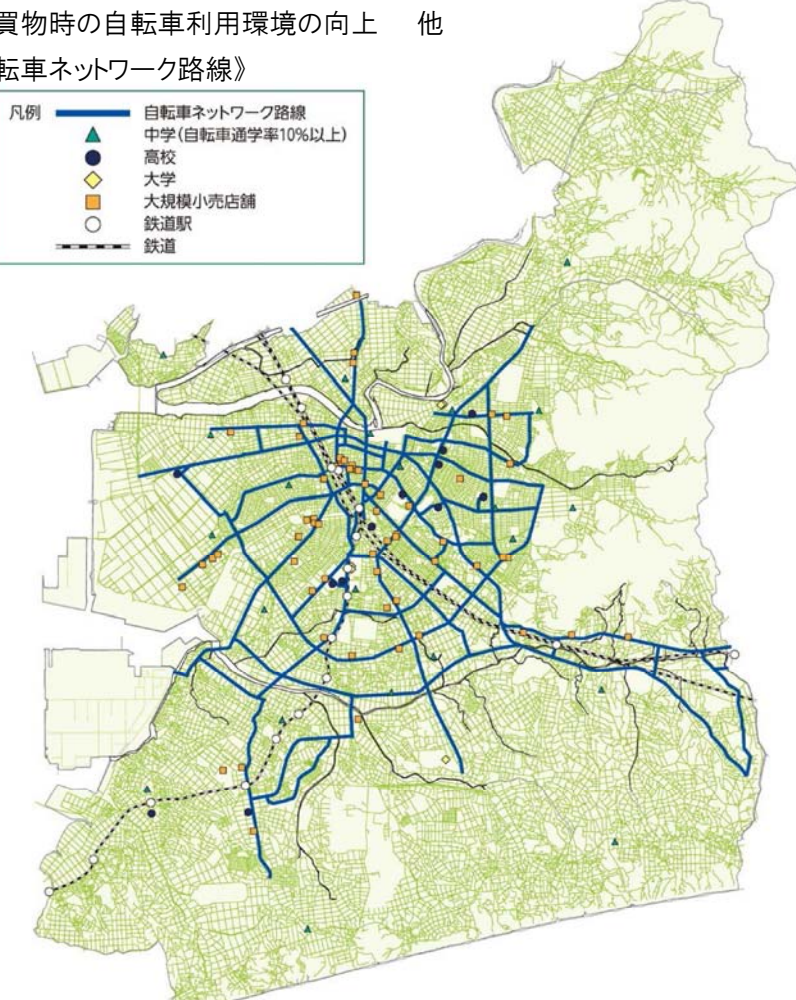
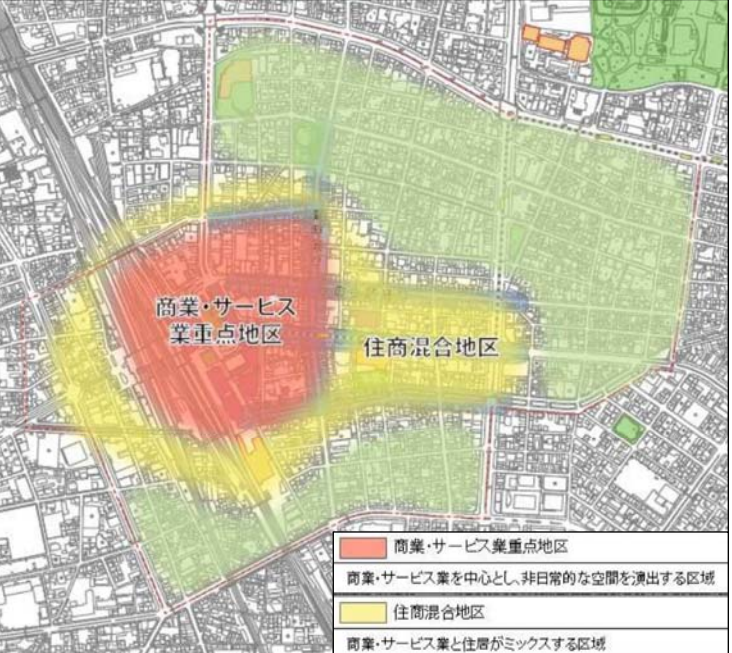
環境に配慮した
交通のまち

1.4 上位・関連計画の概要

名称	第5次豊橋市総合計画	豊橋市都市計画マスタープラン	豊橋市都市交通ビジョン	第2次豊橋市環境基本計画																																																												
策定年次	■平成23年3月	■平成23年3月	■平成16年3月	■平成23年3月																																																												
目標年次	■基本構想 平成32年度	■平成32年度	■平成36年度	■平成32年度																																																												
基本目標等	<p>■基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともに生き、ともにつくる <p>■目指すまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輝き支えあう水と緑のまち・豊橋 <p>■まちづくりの大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力と魅力にあふれるまちづくり ・健やかに暮らせるまちづくり ・心豊かな人を育てるまちづくり ・環境を大切にすまちづくり ・安心して暮らせるまちづくり ・快適で利便性の高いまちづくり 	<p>■都市ビジョン</p> <p>目標像1:歩いて暮らせるまち <基本方向>・市街地の集約化 ・拠点機能の充実と生活圏の形成 ・公共交通ネットワークの形成</p> <p>目標像2:水と緑にふれあうまち <基本方向>・水と緑のネットワークづくり ・森林・農地の保全・再生 ・調和のとれた景観の形成</p> <p>目標像3:元気に輝くまち <基本方向>・にぎわいの拠点づくり ・産業拠点づくり ・交通基盤・物流基盤の整備</p>	<p>■基本理念</p> <p>多様な交通手段を誰もが使い、過度に自動車交通に依存しない都市交通体系の構築</p> <p>■目指すべき将来像</p> <p>「人・地域・環境をつなぐ みんなにやさしい交通のまち・とよはし」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全で快適に移動できる交通のまち ・地域の発展に寄与する交通のまち ・環境に配慮した交通のまち <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人にやさしく安全・安心な交通づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが移動しやすい交通環境の構築を進める ・交通事故を減らす交通安全対策を進める ・災害に強い交通基盤の整備を進める </td> </tr> <tr> <td>生活に魅力を感じる交通づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を維持・向上させる交通環境の構築を進める ・中心市街地活性化のための交通改善を進める ・潤い、安らぎのある交通空間の創出を進める </td> </tr> <tr> <td>地域の活力を高める交通づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の円滑化を進める ・広域交流を促進する交通基盤の整備を進める ・物流交通の適正・効率化を進める </td> </tr> <tr> <td>環境に配慮した交通づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害・省エネルギーの交通手段への利用転換を進める ・環境負荷の小さい交通基盤の整備を進める ・環境に配慮した交通行動への市民参加を進める </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	方針	人にやさしく安全・安心な交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが移動しやすい交通環境の構築を進める ・交通事故を減らす交通安全対策を進める ・災害に強い交通基盤の整備を進める 	生活に魅力を感じる交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を維持・向上させる交通環境の構築を進める ・中心市街地活性化のための交通改善を進める ・潤い、安らぎのある交通空間の創出を進める 	地域の活力を高める交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の円滑化を進める ・広域交流を促進する交通基盤の整備を進める ・物流交通の適正・効率化を進める 	環境に配慮した交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・省エネルギーの交通手段への利用転換を進める ・環境負荷の小さい交通基盤の整備を進める ・環境に配慮した交通行動への市民参加を進める 	<p>■基本理念</p> <p>環境に対する大局的な認識を共有して、自分たちができる、また、なすべき環境活動に取り組むことを宣言するとともに、市民・事業者に対し、その環境意識を高め、環境活動を実践することを呼びかける、いわば行動指針といえるこの言葉を、本計画の基本理念とする。</p> <p>■環境目標</p> <ol style="list-style-type: none"> Ⅰ 低炭素社会の実現により保全する地球環境 Ⅱ 多様な生物が息返し、人と共生する自然環境 Ⅲ 資源を大切にし、循環を基調とする社会環境 Ⅳ 健全で快適な生活環境 Ⅴ 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境 																																																		
基本目標	方針																																																															
人にやさしく安全・安心な交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが移動しやすい交通環境の構築を進める ・交通事故を減らす交通安全対策を進める ・災害に強い交通基盤の整備を進める 																																																															
生活に魅力を感じる交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を維持・向上させる交通環境の構築を進める ・中心市街地活性化のための交通改善を進める ・潤い、安らぎのある交通空間の創出を進める 																																																															
地域の活力を高める交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の円滑化を進める ・広域交流を促進する交通基盤の整備を進める ・物流交通の適正・効率化を進める 																																																															
環境に配慮した交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・省エネルギーの交通手段への利用転換を進める ・環境負荷の小さい交通基盤の整備を進める ・環境に配慮した交通行動への市民参加を進める 																																																															
計画概要(主に交通の視点)方針図	<p>■集約型都市構造を目指し、都市拠点、地域拠点、産業拠点の形成</p> <p>■基盤整備と公共交通を軸としたネットワーク形成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>都市拠点</td> <td>住居系地域</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>地域拠点</td> <td>商業系地域</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>産業拠点</td> <td>工業系地域</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>その他</td> <td>集落地域</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>鉄道・駅</td> <td>農業地域</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>新幹線</td> <td>自然地域</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>幹線道路</td> <td>市街化区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>《総合計画における将来都市構造図》</p>	凡 例		地 域	●	都市拠点	住居系地域	●	地域拠点	商業系地域	●	産業拠点	工業系地域	○	その他	集落地域	—	鉄道・駅	農業地域	—	新幹線	自然地域	—	幹線道路	市街化区域	<p>■都市拠点・地域拠点の形成</p> <p>■公共交通ネットワークの形成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>公共交通幹線軸</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>支線公共交通(環状バス)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>交通の移動方向</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>交通結節点</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>交通結節点検討地区</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>パーク＆ライド・サイクル＆ライドの推進</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>鉄道・駅</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>新幹線</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>市街化区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>《公共交通・交通結節点の機能強化方針図》</p>	凡 例		—	公共交通幹線軸	—	支線公共交通(環状バス)	—	交通の移動方向	●	交通結節点	○	交通結節点検討地区	●	パーク＆ライド・サイクル＆ライドの推進	—	幹線道路	—	鉄道・駅	—	新幹線	—	市街化区域	<p>《交通施策の基本的な考え方》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車優先となる施策からの転換 ② 地域の状況に応じた施策の実施 ③ 連携・協働による施策の推進 <p>《交通施策の体系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通手段別の方針 (徒歩・自転車、自動車、公共交通) ■ 区域別の方針 (中心部、近郊部、郊外部) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中心部</td> <td>多様な交通手段により移動できる交通環境 拠点性及び回遊性の高い交通環境</td> </tr> <tr> <td>近郊部</td> <td>安全で円滑な交通環境 利便性の高い公共交通網</td> </tr> <tr> <td>郊外部</td> <td>自動車と他の交通手段を適切に使える交通環境 最低限としての生活交通の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>《将来の都市交通体系のイメージ》</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>放射交通軸</td> <td>豊橋市と市外を結ぶ広域連携機能を持つ交通 中心部からの放射機能を持つ交通</td> </tr> <tr> <td>環状交通軸</td> <td>地域を結ぶ環状機能を持つ交通 中心部を迂回する機能を持つ交通</td> </tr> <tr> <td>地域交通軸</td> <td>交通拠点にアクセスする多様な地域内交通 ・地域交通、端末交通 (徒歩、自転車、自動車、公共交通など)</td> </tr> <tr> <td>交通拠点</td> <td>拠点性及び結節性の高い駅、バス停など</td> </tr> </tbody> </table>	中心部	多様な交通手段により移動できる交通環境 拠点性及び回遊性の高い交通環境	近郊部	安全で円滑な交通環境 利便性の高い公共交通網	郊外部	自動車と他の交通手段を適切に使える交通環境 最低限としての生活交通の確保	放射交通軸	豊橋市と市外を結ぶ広域連携機能を持つ交通 中心部からの放射機能を持つ交通	環状交通軸	地域を結ぶ環状機能を持つ交通 中心部を迂回する機能を持つ交通	地域交通軸	交通拠点にアクセスする多様な地域内交通 ・地域交通、端末交通 (徒歩、自転車、自動車、公共交通など)	交通拠点	拠点性及び結節性の高い駅、バス停など	<p>《目標の達成に向けた施策》</p> <p>■環境に配慮したエネルギーの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等普及促進事業 ・道路や交差点の改良 ・環境負荷低減に取り組む企業支援 <p>■エコモビリティライフ※1の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進 ・エコ通勤の推進 ・モーダルシフト※2の推進 ・自転車の利用促進 ・電動アシスト自転車の普及促進
凡 例		地 域																																																														
●	都市拠点	住居系地域																																																														
●	地域拠点	商業系地域																																																														
●	産業拠点	工業系地域																																																														
○	その他	集落地域																																																														
—	鉄道・駅	農業地域																																																														
—	新幹線	自然地域																																																														
—	幹線道路	市街化区域																																																														
凡 例																																																																
—	公共交通幹線軸																																																															
—	支線公共交通(環状バス)																																																															
—	交通の移動方向																																																															
●	交通結節点																																																															
○	交通結節点検討地区																																																															
●	パーク＆ライド・サイクル＆ライドの推進																																																															
—	幹線道路																																																															
—	鉄道・駅																																																															
—	新幹線																																																															
—	市街化区域																																																															
中心部	多様な交通手段により移動できる交通環境 拠点性及び回遊性の高い交通環境																																																															
近郊部	安全で円滑な交通環境 利便性の高い公共交通網																																																															
郊外部	自動車と他の交通手段を適切に使える交通環境 最低限としての生活交通の確保																																																															
放射交通軸	豊橋市と市外を結ぶ広域連携機能を持つ交通 中心部からの放射機能を持つ交通																																																															
環状交通軸	地域を結ぶ環状機能を持つ交通 中心部を迂回する機能を持つ交通																																																															
地域交通軸	交通拠点にアクセスする多様な地域内交通 ・地域交通、端末交通 (徒歩、自転車、自動車、公共交通など)																																																															
交通拠点	拠点性及び結節性の高い駅、バス停など																																																															

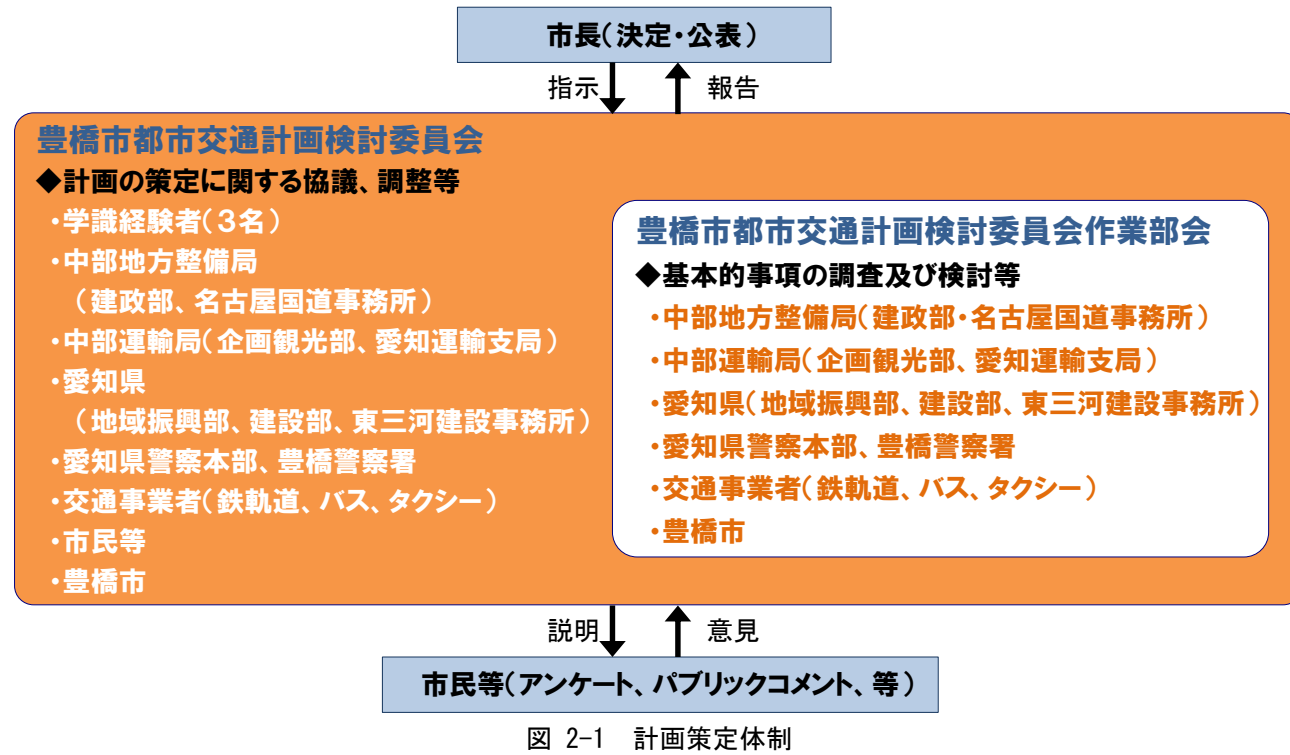
※1 エコモビリティライフ：クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルのこと。

※2 モーダルシフト：トラックなどによる自動車の貨物輸送を、地球にやさしく大量輸送が可能な船や鉄道による輸送に転換すること。

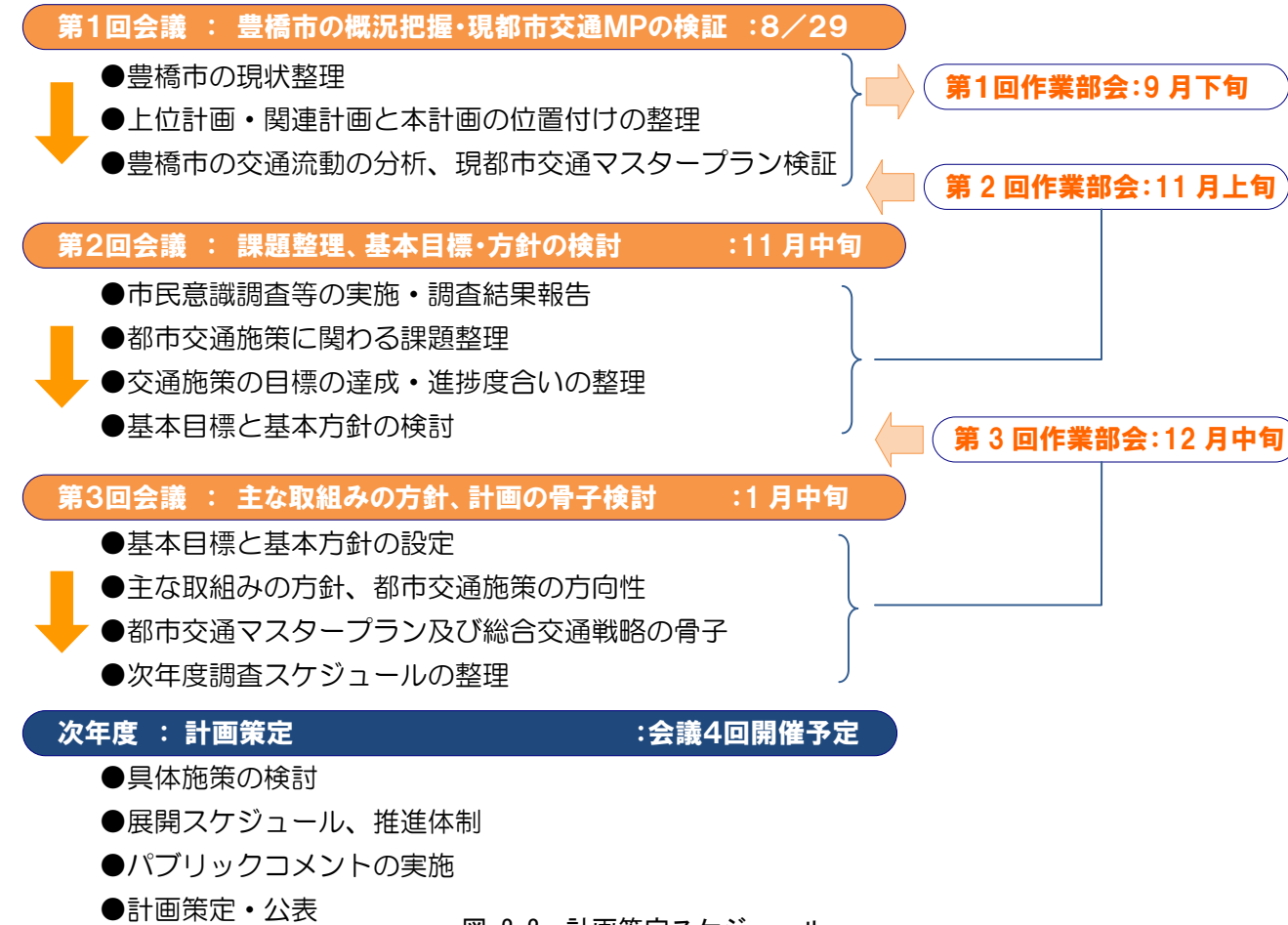
名称	豊橋市地域公共交通活性化方策（豊橋市地域公共交通総合連携計画）	豊橋市自転車活用推進計画	第2期豊橋市中心市街地活性化基本計画																																										
策定年次	■平成24年3月	■平成26年3月	■平成26年3月																																										
目標年次	■平成27年度	■平成32年度	■平成30年度																																										
基本目標等	<p>■取り組む上で配慮すべき視点</p> <p>①集約型都市構造の実現 ②地球環境にやさしい生活への転換 ③市民等との連携・協働 ④バリアフリー化の推進 ⑤シティプロモーション活動の展開 ⑥広域連携の強化</p> <p>■基本方針</p> <p>1.地域にあわせた地域公共交通 2.使いたくなる地域公共交通 3.まちの活力や魅力を高める地域公共交通 4.連携・協働による地域公共交通</p> <p>■数値目標</p> <p>・地域公共交通の利用者数 目標値:17,419千人【現状維持】</p> <p>《地域公共交通とは》</p> 	<p>■都市交通体系における自転車の位置付け</p> <p>近距離(概ね5km以内)の移動における最も必要な交通手段</p> <p>■目標像</p> <p>“自転車がいきいきと走るまち「とよはし」”</p> <p>■基本方針</p> <p>①自転車が安全・快適に移動できる利用環境の整備 ②自転車利用者等がルールを遵守する交通安全意識の醸成 ③自転車を生活に取り入れたライフスタイルへの転換</p> <p>■目標</p> <p>①自転車利用環境に対して満足と感じる人を過半数にする 平成24年度時点:自転車の利用環境に満足・やや満足:34%</p> <p>②自転車が当事者となる交通事故を半減させる 平成24年度時点:自転車が当事者となる事故件数:641件</p> <p>③日常的な自転車利用者を過半数にする 平成24年度時点:自転車の週1日以上の利用割合:35%</p>	<p>■基本方針</p> <p>①にぎわいの交流空間を形成するまちづくりの推進 ②回遊したくなる魅力づくりの推進 ③快適に暮らせるまちづくりの推進</p> <p>■活性化のための視点</p> <p>・コンパクトな都市構造の核 ・環境にやさしいまちの実現</p> <p>・文化・交流の拠点 ・高齢社会への対応</p> <p>■将来像</p> <p>「東三河の活力をリードする にぎわいと潤いの中心市街地」</p> <p>■目標</p> <p>①にぎわいの創出《重点地区の休日歩行者交通量》 目標値:60,000人(平成30年度) 現況:56,183人(平成25年度)</p> <p>②商業・サービス業の活性化《空き店舗数》 目標値:90店(平成30年度) 現況:107店(平成24年度)</p> <p>③まちなか居住の推進《中心市街地の人口》 目標値:10,500人(平成31年度) 現況:9,991人(平成25年度)</p>																																										
計画概要実施施策方針図等	<p>《施策と目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>施策</th> <th>目標《平成27年度末》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">地域にあわせた地域公共交通</td> <td>1 生活バス路線の維持</td> <td>バス利用圏内人口比率58%</td> </tr> <tr> <td>2 「地域生活」バス・タクシーの運行</td> <td>新規2路線運行</td> </tr> <tr> <td>3 「地域生活」バス・タクシーの支援制度の改善</td> <td>支援制度の改善の実施</td> </tr> <tr> <td>4 路面電車の安定的な運営</td> <td>検討組織の設置</td> </tr> <tr> <td>5 地域公共交通確保に向けた組織づくり</td> <td>新規2団体設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">使いたくなる地域公共交通</td> <td>6 運賃制度の改善</td> <td>バス運賃の改善実施</td> </tr> <tr> <td>7 運行時間帯の改善</td> <td>毎年見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>8 ICカードの利活用の促進</td> <td>市内電子マネー使用可能店舗等の拡大</td> </tr> <tr> <td>9 わかりやすい公共交通情報等の提供</td> <td>新たな手法の実施</td> </tr> <tr> <td>10 目的に応じた運行サービスの提供</td> <td>企画バスの運行開始</td> </tr> <tr> <td>11 施設玄関先へのバス停設置</td> <td>設置箇所の拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">連携・協働による地域公共交通</td> <td>12 フリー乗降の導入</td> <td>導入箇所の拡大</td> </tr> <tr> <td>27 モビリティマネジメントの推進</td> <td>取組拡大</td> </tr> <tr> <td>28 地域公共交通の活性化に向けた組織づくり</td> <td>継続的な協議</td> </tr> <tr> <td>29 地域公共交通の活性化につながる支援制度</td> <td>基金の活用</td> </tr> <tr> <td>30 利用啓発イベントの実施</td> <td>毎年実施</td> </tr> <tr> <td>31 近隣市との連携</td> <td>連携の拡大</td> </tr> <tr> <td>32 公共交通機関相互(交通事業者間)の連携</td> <td>連携した取組の拡大</td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	施策	目標《平成27年度末》	地域にあわせた地域公共交通	1 生活バス路線の維持	バス利用圏内人口比率58%	2 「地域生活」バス・タクシーの運行	新規2路線運行	3 「地域生活」バス・タクシーの支援制度の改善	支援制度の改善の実施	4 路面電車の安定的な運営	検討組織の設置	5 地域公共交通確保に向けた組織づくり	新規2団体設置	使いたくなる地域公共交通	6 運賃制度の改善	バス運賃の改善実施	7 運行時間帯の改善	毎年見直しを検討	8 ICカードの利活用の促進	市内電子マネー使用可能店舗等の拡大	9 わかりやすい公共交通情報等の提供	新たな手法の実施	10 目的に応じた運行サービスの提供	企画バスの運行開始	11 施設玄関先へのバス停設置	設置箇所の拡大	連携・協働による地域公共交通	12 フリー乗降の導入	導入箇所の拡大	27 モビリティマネジメントの推進	取組拡大	28 地域公共交通の活性化に向けた組織づくり	継続的な協議	29 地域公共交通の活性化につながる支援制度	基金の活用	30 利用啓発イベントの実施	毎年実施	31 近隣市との連携	連携の拡大	32 公共交通機関相互(交通事業者間)の連携	連携した取組の拡大	<p>《主な実施施策》</p> <p>■通勤時の自転車利用への転換促進 ■通学時の自転車利用者の安全確保 ■買物時の自転車利用環境の向上 他</p> <p>《自転車ネットワーク路線》</p> 	<p>《中心市街地のイメージ》</p>  <p>《主な事業の項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 ・都市福祉施設を整備 ・公営住宅等を整備する事業 ・共同住宅供給事業 ・中小小売商業高度化事業 ・特定商業施設等整備事業 など
基本方針	施策	目標《平成27年度末》																																											
地域にあわせた地域公共交通	1 生活バス路線の維持	バス利用圏内人口比率58%																																											
	2 「地域生活」バス・タクシーの運行	新規2路線運行																																											
	3 「地域生活」バス・タクシーの支援制度の改善	支援制度の改善の実施																																											
	4 路面電車の安定的な運営	検討組織の設置																																											
	5 地域公共交通確保に向けた組織づくり	新規2団体設置																																											
使いたくなる地域公共交通	6 運賃制度の改善	バス運賃の改善実施																																											
	7 運行時間帯の改善	毎年見直しを検討																																											
	8 ICカードの利活用の促進	市内電子マネー使用可能店舗等の拡大																																											
	9 わかりやすい公共交通情報等の提供	新たな手法の実施																																											
	10 目的に応じた運行サービスの提供	企画バスの運行開始																																											
	11 施設玄関先へのバス停設置	設置箇所の拡大																																											
連携・協働による地域公共交通	12 フリー乗降の導入	導入箇所の拡大																																											
	27 モビリティマネジメントの推進	取組拡大																																											
	28 地域公共交通の活性化に向けた組織づくり	継続的な協議																																											
	29 地域公共交通の活性化につながる支援制度	基金の活用																																											
	30 利用啓発イベントの実施	毎年実施																																											
	31 近隣市との連携	連携の拡大																																											
32 公共交通機関相互(交通事業者間)の連携	連携した取組の拡大																																												

2. 検討の進め方と内容

2.1 都市交通マスタープラン及び総合交通戦略の策定体制



2.2 策定スケジュール



2.3 検討内容

(1) 計画の検討・策定項目

計画区分	計画策定の項目		計画の骨子の内容
今年度の検討内容	【都市交通マスタープラン】 ■ 現状及び課題 ■ 理念・目指す将来像 ■ 基本目標と基本方針 ■ 将来都市交通体系 ■ 政策的指標・目標 (■ 計画の骨子)	【都市・地域総合交通戦略】 ● 現状及び課題 ● 目指す将来像 ● 総合交通戦略の区域 ● 総合交通戦略の目標 (● 施策の抽出・骨子)	・ 目指す将来像 ・ 解決すべき主要課題 ・ 基本目標 ・ 基本方針 ・ 将来都市交通体系(図) ・ 主な取組みの方針 [基本目標ごとの方針 地域・エリアごとの方針 交通手段ごとの方針 など]
次年度の検討内容	■ 主な取組みの内容 ■ 主な取組みの目標 ■ 進行管理の方法	● 必要となる施策・事業 ● 役割分担・実施プログラム ● 推進体制	

(2) 今年度の作業内容

